第八条　テロリズム対策

1　両締約者は、適用可能な国際法（両締約者に適用可能なテロリズム対策に関連する国際協定、国際人道法及び国際人権法並びに国際連合憲章の原則を含む。）に従い、あらゆる形態のテロリズムの行為を防止し、及びこれと戦うため、両締約者間で並びに地域的及び国際的な段階で協力する。

2　両締約者は、国際連合テロリズム対策世界戦略及び国際連合安全保障理事会の関連する決議を考慮しつつ、協力を促進する。

3　両締約者は、国際法及びそれぞれの法令に基づくプライバシー及び個人情報の保護を尊重しつつ、テロリズムのあらゆる行為、方法及び慣行について、対話並びに情報及び意見の交換を促進する。

第九条　化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクの軽減

1　両締約者は、化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクの防止、軽減及び管理並びにこれらのリスクへの対応に当たり、協力を促進する。

2　両締約者は、化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクを管理するための第三国における制度的能力を強化することを目的として協力を促進する。

第十条　国際的及び地域的な協力並びに国際連合の改革

1　両締約者は、効果的な多数国間主義についての約束の裏付けとして、国際連合並びに他の国際機関及び地域機関並びに国際的な場及び地域的な場の枠組みにおいて、意見の交換を行い、協力を促進し、及び適当な場合には立場を調整するよう努める。

2　両締約者は、国際連合及びその関連機関の全体（安全保障理事会を含む。）の効率性、実効性、透明性、説明責任、能力及び代表性を強化することを目的として、国際連合の改革を促進するために協力する。

第十一条　開発に関する政策

1　両締約者は、定期的な対話等により開発に関する政策についての意見の交換を促進するものとし、適当な場合には、地球的規模の課題としての持続可能な開発及び貧困の撲滅に関する個別の政策について調整する。

2　両締約者は、適当な場合には、国際的な場及び地域的な場において開発問題に関する立場を調整する。

3　両締約者は、それぞれの開発に関する機関及び部局の間の情報の交換及び協力並びに適当な場合には現地における活動の調整を一層奨励するよう努める。

4　両締約者は、また、開発援助の分野において、情報、最良の慣行及び経験を交換するよう努めるものとし、不正な資金の流れを抑制するため、並びに両締約者及び受益国の資金上の利益に影響を及ぼす不正行為、詐欺、腐敗行為その他の違法行為をあらゆる段階で防止し、並びにこれらと戦うため、協力するよう努める。

第十二条　防災及び人道的活動

1　両締約者は、災害のリスクを軽減し、及び災害に対する強靭性を高めるため、災害の防止及び軽減、災害への準備及び対応並びに災害からの復旧に当たり、協力並びに適当な場合には両締約者間における並びに地域的及び国際的な段階における調整を促進する。

2　両締約者は、人道的活動（緊急の救援活動を含む。）に当たり、効果的な対応を調整して行うため、協力するよう努める。

第十三条　経済及び金融に関する政策

1　両締約者は、持続可能で均衡のとれた成長、雇用創出の促進、マクロ経済上の過度な不均衡への対策及びあらゆる形態の保護主義との戦いという共通の目的を支援するための両締約者間及び多数国間の政策に関する緊密な調整を促進するため、情報及び経験の交換を促進する。

2　両締約者は、関連する国際機関及び国際的な場において現在行われている活動を支援するため、会計、監査、銀行業、保険業、金融市場及び金融部門の他の部分に関する規制制度及び監督制度を改善すること等により金融の安定性及び財政の持続可能性を確保するための協力を強化することを目的として、金融に関する政策及び規制について情報の交換を促進する。

第十四条　科学、技術及びイノベーション

両締約者は、科学、技術及びイノベーションの分野において、二千九年十一月三十日にブリュッセルで作成された科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定（その改正を含む。）に基づき、相互に関心を有する優先事項に特に重点を置いて、協力を促進する。

第十五条　運輸

1　両締約者は、運輸に関する政策及び慣行並びに全ての輸送手段に関する他の相互に関心を有する分野について情報の交換及び対話を促進することによって協力を追求し、並びに適当な場合には運輸に関する国際的な場において立場を調整する。

2　1に規定する協力の分野には、次のものを含める。

(a)　航空部門（例えば、航空の安全、航空保安、航空交通管理及び一層広範で互恵的な航空運送に関する関係を促進すること（適当な場合には、技術及び規制に関する協力の追求並びに相互の関心及び同意に基づいて行う更なる取極により促進することを含む。）を目的とする他の関連する規制）

(b)　海上運輸部門

(c)　鉄道部門

第十六条　宇宙空間

1　両締約者は、宇宙に関する政策及び活動について意見及び情報の交換を促進する。

2　両締約者は、宇宙空間の探査及び平和的利用（衛星測位システムの相互互換性、地球の観測及びモニタリング、気候変動、宇宙科学技術、宇宙活動の安全保障面並びに他の相互に関心を有する分野を含む。）に当たり、適当な場合には定期的な対話等により、協力するよう努める。

第十七条　産業協力

1　両締約者は、両締約者の企業の競争力を向上させるために産業協力を促進する。このため、両締約者は、例えば、イノベーション、気候変動、エネルギー効率性、標準化及び企業の社会的責任の分野並びに中小企業の競争力の向上及び国際化の支援の分野におけるそれぞれの産業に関する政策について意見及び最良の慣行の交換を促進する。

2　両締約者は、企業間の対話等により、それぞれの企業の競争力及び企業間の協力を向上させるため、公的部門及び民間部門が行っている協力活動を円滑にする。

第十八条　税関

両締約者は、税関の分野において、二千八年一月三十日にブリュッセルで作成された税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定（その改正を含む。）に基づき、効果的な税関管理及び関税法令の遵守を確保しつつ、協力（正当な貿易の促進を含む。）を促進する。また、両締約者は、関連する国際的な枠組みにおいて意見を交換し、及び協力する。

第十九条　租税

両締約者は、租税に関する良い統治を促進するため、特に、第三国に対し、透明性を高め、情報の交換を確保し、及び有害な租税上の慣行を撤廃するよう奨励することにより、国際的に確立された租税基準に沿った協力を促進するよう努める。

第二十条　観光

両締約者は、観光の持続可能な発展及び観光産業の競争力の向上に関する協力であって、経済成長、文化交流及び人々の間の交流に貢献し得るものを促進する。

第二十一条　情報社会

両締約者は、情報通信技術の分野において、次の事項を含む重要な事項に関する協力を促進するため、それぞれの政策及び規制について意見を交換する。

(a)　電子的な通信（インターネット・ガバナンス並びにオンラインにおける安全及びセキュリティを含む。）

(b)　研究ネットワークの相互接続（地域的なものを含む。）

(c)　研究及びイノベーションの活動の促進

(d)　新たな技術の標準化及び普及